

# 相続時精算課税制度の問題点

糟 谷 修

## 1. 本稿の目的と概要

相続時精算課税制度は、平成15年の税制改正において創設された。これは、日本がかつて経験したことのないデフレ不況下、高齢者の保有する資産を若い世代に移転させ、市場活性化をはかる一手法として導入されたものと言われている。

一方、この制度は制定当初から実務家の間において、必ずしも使い勝手が良くないとの批判があった。しかし、その多くは「思った程の節税にはならない」あるいは、「かえって納税額が増えてしまいかねない」等の指摘がなされている場合が多い。

私は常々、この制度は税制の根本理念である適正な納税意識の保持と法がその執行に耐えるためにどうしても必要な「時効」の観点などから問題があると考えていた。今回、私が考える問題点を記すことにより、人々がこの制度の安易な適用を控えることになるように望むものである。

併せて、それではいかなる制度改正を行えば、本旨に合致した制度になるかとの点につき、私なりの改正試案を示したいと思う。

## 2. 制度の概要

この相続時精算課税制度の問題点を知るためには、まず現行の相続税、贈与税の仕組みについて知らなければならない。そのため、ごくごく簡単にその規定の内容を述べることにする。

なお、ここでの説明は極めて大雑把なものであり、実際の計算はかなり異なる点もあるので注意が必要である。

### 2.1 相続税の概要

相続税は、相続、遺贈（遺言による贈与）又は、死因贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与）により財産を取得した者に対して、その財産の取得の時点における時価を課税価格として課される税である。相続税の総額は、実際の遺産分割に関わらず、遺産総額及び法定相続人の数とその法定相続分という客観的基準によっている。その総額を実際の相続割合に応じて按分した算出税額を各相続人等が納付することになっている。従って、大原則として、ある者が

死亡すれば同時に相続税の総額が算定されることとなる。

ところで、実際に相続税の納税の対象となる被相続人は、だいたい100人のうち4～5人程度である。なぜかと言えば、上記の遺産総額のうち「課税遺産額」となるのは、「基礎控除」を差し引いたものであるからである。基礎控除は、5,000万円+1,000万円×法定相続人の数となっている。すなわち、例えば、夫婦と子供2人の家族で夫が死亡した場合、夫の残した財産が5,000万円+1,000万円×3人=8,000万円までは相続税の課税がない。このようなケースが、100人のうち90数人はいるということである。多くの人は相続税とは無縁な生活を送っている。

配偶者に対する税額軽減特例（事実上配偶者には税額が発生しないことが多い）等様々な特例があり、実際の納税額は原則とはかなり異なることが多いが、配偶者と子2人の納付する相続税額の合計額は、法定相続分で相続した場合の目安として亡き夫の遺産1億円で約100万円、遺産2億円で約950万円、遺産3億円で約2,300万円程度である。

## 2.2 一般の贈与税の概要（暦年課税制度＝相続時精算課税以外）

贈与税は、個人（自然人）から贈与（遺贈、死因贈与以外）により財産を取得した者に対して、その取得財産の価額を課税の対象として税が課されるものである。

贈与税は相続課税の存在を前提に、生前贈与による相続課税の回避を防止する意味があるとされており、相続課税を補完するという役割を果たしている。にも関わらず、税額はかなり高くなっている。具体的な課税については、毎年1月1日から12月31日までの間に他の個人より贈与を受けた財産の価格の合計額から110万円の基礎控除（いわゆる免税枠）を引いた残額に累進税率をかける。つまり、年間の受贈額が110万円以下の場合、贈与税の課税はない。1年間の受贈額が300万円で税額約20万円、同700万円で約110万円、同1,000万円で約230万円、同2,000万円で約720万円程度となっている。

## 2.3 相続時精算課税制度の概要

上記のように、一般の贈与税がかなり高額なため事実上贈与による財産移転が困難となっている。そこで、一定の要件を満たす場合に「贈与は今するけれどその分の金額を含めて相続税の計算に入れてね」といった具合の規定を創設したのである。

すなわち、生前贈与については、受贈者の選択により一般の贈与税制度（暦年課税制度）に代えて、贈与財産のうち複数年で累積2,500万円を超える部分について贈与時に贈与税（20%）を支払い、その後の相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額から既に支払った贈与税を控除することにより贈与税、相続税を通じた納税をすることが出来るようにしたものである。

この制度の適用を受けることが出来るのは、贈与者が65歳以上の親、受贈者は20歳以上の

子である推定相続人（代襲相続人を含む）である。この制度の選択を行おうとする受贈者（子）は、最初の年の贈与税の申告時期に所定の届出及び申告が必要である。

また、一度本制度の適用を受けた受贈者は、その贈与者からの贈与はすべてこの制度の計算に入れる必要がある。例えば、ある父子間でこの制度の適用を受けると、その父子間のすべての贈与に関して記録をし、贈与を受けた年には所定の申告をし、場合によっては納税をし、その父の相続時にその贈与された財産の価額を相続税の申告に含めることとなる。

その場合、相続税の申告時に算入すべき価額は、それぞれの贈与時におけるその財産の価額（時価）となる。

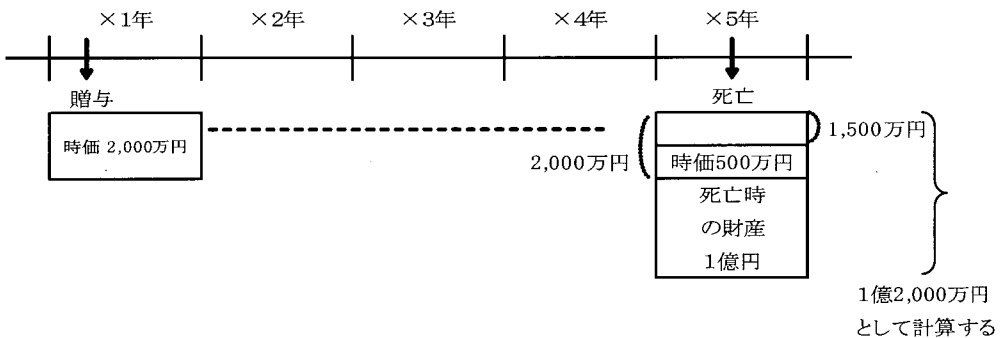
### 3. 従来より指摘されてきた問題点

相続時精算課税制度に対する問題点として、従来より以下のような指摘がなされてきた。

なお、以下、混乱しない範囲内で相続時精算課税制度を「新制度」と呼ぶこととする。

(1) 節税という観点から見て、必ずしも得策ではないこと。

新制度は、贈与時の価額で相続税の計算をするので、もし財産の価額が下落していたら贈与をしなかった場合に比して相続税の納税額が結果的に増えてしまう恐れがある。



もし、贈与時に時価 2,000 万円の財産が相続時に時価 500 万円となっていたら、財産が 500 万円しかないのに価額 2,000 万円のものとして相続税の計算をするので、結果的に 1,500 万円の課税価額が上昇し、対応する税額が増えてしまうことになる。

(2) (1)と同趣旨ではあるが、例えば、現金などを贈与された場合で、その後その現金を使ってしまうような場合には、相続する財産がないのに対応する相続税が増加してしまい納税資金確保の点から問題がある。

(3) 生前に比較的多額の財産を特定の（推定）相続人に移転することが可能なため、相続時に他の相続人との揉め事を増やすことになりかねない。

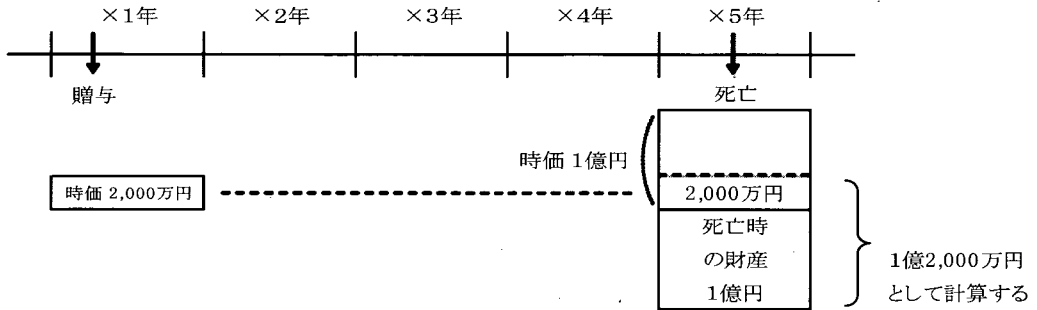
(4) 必ずしも順序どおり死亡するとは限らず、子が親より先に死亡した場合等はかなり複雑な問題が生ずる余地がある。

#### 4. 従来より指摘されてきたメリット

一方で、この制度はいわば国策であり、大いに活用すべきであるとの意見も当然論じられて来た。例えば、次のようなものがある。

(1) 値上がりが見込まれる財産を早期に贈与することにより、大いに節税効果があること。

これは上記3節(1)の裏返しであり、贈与時の価額で相続税の計算をするので、もし財産の価額が上昇していたら、贈与をしなかった場合に比して相続税の納税額を結果的に減らす効果がある。



もし、贈与時に時価 2,000 万円の財産が相続時に時価 1 億円となっていたら、財産が 1 億円あるのに価額 2,000 万円のものとして相続税の計算をするので、結果的に 8,000 万円の課税価額が減少し、対応する税額が減少することになる。業績の良い同族会社の株式などが特に推奨される。

(2) 収益を生む財産（他人に貸してある土地等）を贈与すると、その果実（受取地代など）は受贈者に帰属し、贈与しない場合に比してその果実分は明らかに無税による財産移転が出来る。

(3) 相続人間の争いが予想される場合、被相続人の生存中に特定の財産を特定の相続人に確実に帰属させることが出来る。特に、同族会社の株式を後継者に帰属させることにより、経営の安定を図ることが出来る。

#### 5. 私が考える新制度の問題点

新制度の紹介をする国のパンフレットやその他民間の説明書には、概略に次のような記載がある。「従来 110 万円の非課税枠が選択により 2,500 万円となりました。云々」子供が見ても 110 万円と 2,500 万円のどちらが得か明らかであろう。専門家からすれば、それだけ得ならばそれに相当する面倒な手続きやリスクを想定すべきであるが、それを素人に求めるのはいささか無理がある。

現にこの制度は国税庁の統計によれば、毎年新たに数万人の人が適用を受けているとのこと

である。しかしながら、例えば金融商品でも「100万円の投資が2,000万円以上になります。」との広告があったとして、それが完全に合法的なものであってもそうそう多くの人が飛びつくであろうか。

もちろん、この新制度は完全に合法であり国策でもあるので、これを選択するのに何ら躊躇の必要はないが、問題はこの制度の仕組みを国民が理解できているか、また、税務執行上のリスクハザードがないかという点である。

本節ではこれらの観点から新制度の問題点につき、私の考えを述べていく。

## 5.1 制度の概要の確認

この制度のミソは、その適用を受ける親子は一度その選択をすれば、所定の届出、申告を行い、その後1円の免税点も無くほとんどすべての年において贈与税の申告を行い、場合によっては贈与税の納付をし、これを贈与者の死亡まで続け最後に贈与財産の贈与時の時価を確認して相続税の申告の際にその精算を行うことである。

	×1年	×2年	×3年	×4年	×5年	×6年
父→子贈与	1,500万円	500万円	0	1,000万円	0	父死亡
前年までの受贈額累計		1,500万円	申告書	2,000万円	申告書	※死亡時の財産の価額
本年の受贈額	1,500万円	500万円	提出なし	1,000万円	提出なし	に贈与を受けた財産の価額
累計	1,500万円	2,000万円		3,000万円		(3,000万円を加算して
贈与税額	0	0		2,500万を超えた金額の20% =100万円		相続税を計算する。 相続税の納付額から既に支払った贈与税額 100万円を控除する。 (マイナスは還付される)

## 5.2 何年間把握を続けなければならないか？

新制度では贈与者は65歳以上と限定されている。従って、立法上は新制度適用選択から手仕舞(相続税の申告)までは、そんなに長い期間ではないものと想定されていると考えられる。首尾良く(?)贈与者があまり長寿でなければこの制度も結果良かったということになるかもしれない。(もっともこの制度を使わなかったとしても、若年層への財産の移転はまもなく行われたことになる。)しかし、最近では90歳、100歳という長寿の人も決して珍しくない。もし、親が65歳の時に本制度の適用を選択し100歳で親が死亡した場合、35年間も1円以上の贈与について記録し、ほぼ毎年贈与税の申告書を提出し、これに基づき35年後に相続税の申告書を提出することが要求される。

しかし、そんなことは可能なことであろうか。思い起こしてみても35年前のことがどれ程記憶に残っているだろうか。また、35年後に物価水準はどのくらいになっているか。そもそも、

相続税の制度が存続しているのか。しているとすれば、どのような形になっているか。

### 5.3 先のことが分かれば、誰しも大金を得ることが出来る？

最近ではあまり見かけなくなりましたが、毎年年末になると翌年の世の中を占うテレビ番組が放送される。オカルトの類のものはともかくとして、いわゆる経済学者やアナリストと称する人々が円高円安、株の行方などの議論を重ねている。ある人は円高になると言い、ある人は円安になると言う。彼らは経済の予測をしておそらくそれで生活の糧を得ているプロ中のプロであろう。その彼らからして、1年後の世の中の予測は半分近く外れているようにもみえる。

(もっとも経済予測はいわば確率論であり単純に当たりはずれと言うのは不謹慎と言われるかも知れない。また、今日の国家や企業にとって経済予測の重要性は言うまでもないことである、念のため。) また、予測が外れてもあまり非難されることもなく人々から忘れられ、あるいは次の年は前年外れたりベンジなどと称して再び張り切ってテレビに出ている。

税制は法律であり、生き物と言われる経済とは同じではないが、税制は他の法律に比べて政治状況に左右されやすいものとされている。このような税制の数十年後の姿について予測することは、素人に出来るはずはない。いや、専門家を以ってしても無理である。

もちろん、国家としてこのような制度を創設した以上は、そう簡単にその根幹を変えるわけにはいかないだろうとは思う。

いずれにしろ、市井の国民がこのような不安定な場所に身を委ねることには専門家の立場として到底容認できない。もっとも、もっと大きな問題は、不安定な場所に身を委ねることになる市井の国民の多くがそれを認識していないだろうということである。

### 5.4 時効への挑戦

およそすべての法律行為には、時効が関わってくる。もし、時効がなかったならば、人々はいつまでもその緊張から解放されないだろう。

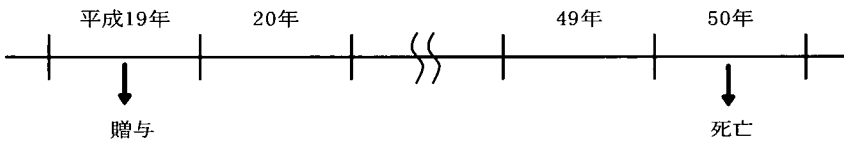
税法における時効(課税権の行使では「除斥(じよせき)期間」という)は、通常申告すべき期日より7年間である。(本来「時効」と「除斥期間」は似て非なるものであり、法律上は厳密に使い分けなければならないものであるが、ここでは「時が問題を解決する」という意味合いで明確な区別をせずに使っている。) すなわち、どんな脱税をしたとしてもその行為から7年と数ヶ月程度で課税される恐れはなくなる。つまり、一定の年月が経てば、過去の脱税が明らかになっても堂々とその脱税資金を表に出せるのである。

もっとも、一定の社会的地位のある者であれば、法律的な追及はされなくても社会的道義的責任は免れないし、また、税務当局としても、過去に脱税をしていて今はやっていませんと言ってもそう簡単に「はい、そうですか。」とは言えないだろう。

時効は一見悪い奴等を逃すための便法とも思われるかも知れないが、実際には多くの善良な

市民を救うためのものであると思う。もし時効が無かりせば、突然見知らぬ人が目の前に現れて「あなたの5代前のお祖父さんが私の5代前のお祖父さんからいくらいくら借りている。まだ返済されていないので、利子を含めこれこれ返して下さい。証文はここにあります。」と言われたら、それに対して要求どおり支払いをするか、「債務不存在」の証明をしなければならない。おそらく社会は大混乱する。そこまでの極端な例ではなくても、少なくとも税の世界では納税者にとって所定の書類を保存したり内容の答弁をしたりといった義務や課税のリスクを、一定の期間に制限する手段は絶対に必要である。

新制度の時効(除斥期間)は、贈与の行為から7年ではなく、相続税の申告期限から7年である。



もし、特定の親子間において平成19年に新制度適用を受け、その後平成50年10月10日に親が死亡したとする。時効(除斥期間)の起算日は、平成51年8月10日(死亡から10ヶ月後)である。除斥期間が経過した日、すなわちそれ以上の課税がなされなくなるのは、平成58年8月11日以降である。(もっとも、その時の税法が平成19年のそれと同じであったならばとの前提が付くが。)

つまり、この新制度の選択適用をした人は平成19年1月1日より平成50年10月10日までの贈与の内容について「記載したもの以外はない。」という証明と、「その記載した受贈財産の受贈時の時価は記載どおりである。」という証明を平成58年8月10日まで緊張感をもっていつでも出来なければならないということである。

しかし、こんなことは事実上不可能である。

## 5.5 モラルハザードが起こる？

上記5.4で見たとおり、一般人に対して新制度の適切な履行を求めるのは不可能に近い。また、正しく履行されたか否かを検討することもまた不可能である。

実務家の観点から見れば、納税意識を著しく減少させる要因のひとつは「自称素人の知らないふり」である。著名人の脱税に対する記者会見の定番は、「税理士に任せていたので知らなかった。」である。そんなはずはないのである。複式簿記の原理が働いている限り、隠された収益に対しては隠された資産などが存在するはずである。隠した金は税理士が持っているのか、ということになる。本当にそうであれば、その税理士は脱税だけでなく、横領、その他重大な犯罪で処罰されていなければならない。しかし、そのようなことはあまり聞かない。すなわち、本人もしくは税理士に情報がたどり着くまでの関係者の不正である。

有名人でなくても素人は不知を装う。「まさかそんなことに税金がかかるとは思いませんでした。」本当だろうか。赤信号は渡ってはいけない。酒を飲んで運転してはいけない。麻薬はやってはいけない。法を犯した先どのような処罰を受け、その手続きはどのようにするかは、いわば専門家の領域かも知れない。税法は複雑である。それを理解するのは素人では難しい。いや、専門家といわれる人々でさえよく理解できないことが多い。

しかし、何らかの成果として金はいった、金をもらった、親が死んで財産があるといった場合に何らかの課税がなされるのではないかと、また何らかの手続きをしなければならないかも知れないと考えるのは当然である。義務教育を終えていれば、そういうことに気が付かなくてはならない。しかし、「知らないふり」をする人もいる。

事業を個人で始める。青色申告にする。法人組織にする。青色申告の法人が白色申告の個人より別に優れているわけではないと思うが、会計まわりの正確さ、厳密さはかなり違う。青色申告の法人では、少し棚卸資産の計算が誤っていれば、それ脱税だ、利益調整だという話になるかもしれない。一方、白色個人であればそんなものは初めから問題にならないかも知れない。知識を得るために支出をし、正確にやろうとすればする程より高い正確性が要求される。いわゆる優良法人と称される会社の経営者の偽らざるジレンマがそこにある。税法はそのような多くのまじめな人々によって支えられている。少なくとも、正確にやろうとしている人が出来るものでなければならない。

しかし、この新制度では正しくやろうとしている人が、本当に正しく出来るのだろうか。繰り返しになるが、ある親子が一旦所定の選択をすれば、以後その間柄のすべての贈与について記録をし（それ以上はないことを証明し）、何年又は何十年後の相続税の申告に反映させ、その後何年かは上記の証明が出来るようにしておく必要がある。やはり不可能である。正しくやろうとしてもどうせ出来ないし、あまり信用されないかも知れない。それなら、適当にやっておくか。こんな税制と思われかねない。

課税当局としても苦悩はあると思われる。実際の少額な贈与は把握の仕様が無い。しかし、それを認めて良いものだろうか。これでは税制のモラルハザードではないか。少なくとも制度上やり得が許されてはならない。

私は様々な場面で、この制度を使った方が良いと私に言わせたい人々にしばしば会う。住宅展示会等での相談会場で「110万円と2,500万円、当然こちらが良いですよ。」と聞かれることが多い。上述のような説明の後あえて言う。これはやめておきなさい、と。

よく法律と良心の間の問題として、戦後ヤミ米の入手を拒否して餓死した裁判官のエピソードが語られる。税法では餓死しない。ヤミ米を買うのはやめなさいとアドバイスする。もちろん強調しなければならないのは、この新制度は完全に合法であり、ヤミ米でも何でも無い。問題は規定通りに実行出来ずにヤミ米まがいになってしまうことである。



## 5.6 宥恕規定とは

税法には宥恕（ゆうじょ）規定というものがあり、しばしば重要な意味をなす。宥恕とは広辞苑によれば、「①寛大な心でゆるすこと。ゆるしてとがめないこと。ゆるし。②（法）相手方の非行を許容する感情の表示。」という意味である。

ところで、税法における宥恕規定とは、納税者が所定の手続を踏んでいることを条件として、自己に有利なある規定の適用が法律上認められる場合において、その手続きを欠いている時であっても税務署長の判断により今回は特別に認めてやろう、といった主旨の規定である。

まるで、一部の者のみ年貢の取り立てをまけてやる江戸時代の悪代官のようであるが、現実の税務執行においてはなくてはならないものである。

例えば、内国法人（日本に本店のある法人）は全世界所得に対して日本の法人税がかかり、同法人の米国支店の所得については米国の法人税がかかる。すなわち、内国法人の米国支店の所得に対しては日本の法人税と米国の法人税が二重に課税される。そこで法人税法において、国際的<sup>二重課税</sup>を避けるため外国で課された法人税の一定部分を日本で納付すべき法人税の額から控除するという制度がある。この規定は当然に適用できるというわけではなく、確定申告書に外国法人税の納税証明書の添付をしたり、その他の若干煩雑な手続を踏むことによって始めて認められるものである。

もし、宥恕規定がなければ、上記手続きの一部が欠けているような場合には税務署長は必ず追徴課税を行わなければならない。税務署長か又は職員がいくら気の毒だと思っても、法律の規定に反していることが判明すれば行政は必ずそれに対応しなければならない。万一、それを見過ごせば、交通違反のもみ消しをした警察幹部と同じような運命をたどることもなりかねない。

ところで、この宥恕規定は例えば上述の外国税額控除などのように規定ごとに存在する。通常、税法の並びではある条文のある項に「〇〇は△△した場合に限り適用する。」その次の項に「税務署長は前項の規定につき△△がなされていない場合であっても、その△△がなされていないことについてやむを得ない事情があると認めるときは〇〇の規定を適用することができる。」といった構成になっている。

宥恕規定は、一般に納税者が有利になるか又は特に不利益を被むらないようにする規定で、それを多くの人が適用し、もしそれをしなければ他の人に比べてかなり不利になってしまうという場合に付されている。上記の外国税額控除などもそうであり（同じ所得に対して日本と外国の二重の税がかかっては大変なこと）、多くの人が適用を受ける中で自分だけ適用を受けなければかえって不利になってしまうような場合に付されていることが多い。

本来なら、いくら外国の法人税を支払ったとして法人税を安くする計算（税額控除という）がなされていたとしても、確定申告書に「納付した外国法人税の証明書」なるものが添付されていない場合は、その税額控除は認められない。申告書の提出を受けた税務署長は機械的に計算誤りだとして、その金額の追徴課税処分をすべきである。

しかしながら、現実にはそのようなことをせず、後日納税者に連絡をし、証明書の添付漏れであれば改めて提出するように求めその提出をもって一件落着となる。(もちろん所定の外国法人税を支払っていないことが判明した場合は少額であっても追徴課税を行う。)

なぜこのようなことが出来るかといえば、法人税法中の外国税額控除という規定についての宥恕規定が付されているからである。それがあから必要な手続を欠いていても税務署長が「他の要件も満たしているし、単に添付漏れなので今回だけは認めてやれ!」と部下に指示することが法律上出来るのである。

当然のことながら、「税務署長」自らがこんな細かいことにいちいち適用の可否についての判断をしていることはなく、どのような場合に宥恕規定の適用をするかはほぼ機械的に決まっている。(もちろん影響が重大な個別事案については、税務署長自らの行政判断によることもあるが。)

換言すれば、他の人より特に有利になると立法者が考える規定に対しては、一般的には宥恕規定は付されない。例えば、法人税における特別の装置を購入した場合の特別控除と言われるようなものである。(多くは国の政策誘導として設けられている。) 法人税は利益(正確には「所得」)に一定率を乗じて計算するが、特別控除と言われるものは他の納税者に比べより有利に税額の計算が出来るものである。この規定を受けるためには確定申告書に所定の計算を記入し、場合によっては所定の証明書の添付を要する。もしこの手続が欠けていたなら、いくら該当する装置を購入したことを後になって証明したとしても税額の減少を求めることが出来ない。他の納税者に比べて特に有利になろうとしたのがそうはならず、他の納税者と平等になっただけのことだからである。

## 5.7 新制度は他の人より特に有利か?

ところで、相続時精算課税制度については、他の人と比し特に有利になる制度という意味で宥恕規定が付されていない部分が多い。

人々の頭には110万円の免除枠が広がって2,500万円になったというだけでも関わらず、様々な手続が必要であり、かつ宥恕規定なしの真剣勝負の如きものである。

まず、例えば適用1年目に2,000万円の贈与を受けた場合、翌年の2月1日から3月15日までに所定の届出書を提出し、贈与税の申告書を提出しなければならない。また、2,500万円まで免税ではなく、所定の手続を踏んだ場合に限り認められる「累積2,500万円の特別控除の範囲内は贈与税を課さない。」ということである。

万一、届出書の提出を期限内に行なわなかった場合、「相続時精算課税制度を選択した」ことにはならないので自動的に暦年課税制度の贈与税の申告、納税が必要となる。他に受贈した財産がなければ受贈財産2,000万円なので贈与税額約720万円となる。

もし、届出書のみを期限内に提出し贈与税申告書を期限内に提出しなかった場合、「相続時精算課税制度における贈与税の税率は一律20%」なので贈与税額は400万円となる。「2,500万

円までかからない」のは「申告期限内に所定の申告書を提出し所定の記載をした場合に限り、特別控除として累積 2,500 万円に達するまでは贈与税の課税を行わない。」という意味である。



また、上記の場合で平成 19 年の受贈について新制度に必要な諸手続を所定の期限内に完了した場合において、平成 20 年以降にまだ免税枠が 500 万円残っていると 500 万円の贈与を受けたが、申告期限内に所定の申告書を提出しなかった場合も  $500 \text{ 万円} \times 20\% = 100 \text{ 万円}$  の贈与税の課税が行われる。

新制度における贈与税 (上記の 400 万円なり 100 万円なり) は、何年か又は何十年か先の相続税申告時に精算されるので取られっぱなしというわけではないが、届出書の提出漏れによる暦年課税分約 720 万円は納税しっぱなしで、特別な例外 (3 年以内に親が死亡した場合など) を除き、後に精算されたり還付されたりすることはない。

繰り返すが、一般の人々の理解は「110 万円が 2,500 万円に」のみである。特別に他の人よりも有利になるため特別の手続をし、しかも宥恕規定がないことなど知る由もないのである。

よく税務署に税金をこれこれ取られた、と言う憤慨の声を聞く。所得系統の税 (所得税や法人税) は基本的にほとんどの場合、利益が増えたことにより対応する税が増えているのでそんなに怒ることもないと思う。しかし、贈与税なんてものは、関係者間で財産の移転があったというだけでグループ内での財産が 1 円も増えていないところに税負担が発生してしまう恐ろしい税である。贈与税が相続税の補完税であるならば、相続税に関わりのないほとんどの人々は贈与税ともなるべく無縁であるべきなのだ。

上記のような手続不備 (遅出しは認められない) で、全く税負担など想定していなかった人に多額の追徴課税があるというのも実に危険な制度ではある。他の人より有利になろうとしてなりそこない平等になったわけではなく、極めて不利な状況になってしまうのである。

## 5.8 法律通りの執行は果たして行われているか？

実は私が更に危惧しているのは、上記の手続を期限内になし得なかった者に対して法律通りの執行が本当になされているのか、という点である。

110 万円の免税枠が 2,500 万円になったと聞いて、実際に贈与を受けた人の数は多いだろう。もちろん、そのうちのほとんどの人は新制度適用に必要な届出書と贈与税申告書の期限内提出を済ませているはずである。その結果が、国税庁の発表した新制度選択者数万人という数字で

ある。

しかし、中には千万円単位の贈与を受け、その後の手続のことなど頭になく、届出書の提出期限まで何もせずに過ごしてしまう人もいるに違いない。そのような人に対しては、本来なら宥恕規定が存在しないため新制度適用の道はなく、暦年課税のみしか方法がない。国税当局は、発見次第ひとり残らず「相続時精算課税不選択」イコール「暦年課税」だとして何百万円もの追徴課税を行っているのだろうか。が、あまりそういう話は聞こえてこない。

個別の税務というものは、納税者本人以外の関係者に守秘義務なるものが課せられていて、本人が話をしなければ基本的に内容が世の中に出ることはないことになっている。納税者が課税庁の行なった課税処分を不服として、国税不服審判所や裁判所に持ち込まれたもののみが判例などとして白日の下にさらされる。

仮に課税すべき事案を課税しなかった場合、納税者は課税処分に対して不服を申し立てることはあり得ないので課税庁との争いが起こることはない。よって判例なども存在せず、人々はその事実を知る術がない。もしかしたら、現実には法律どおりの対応がなされていないかも知れない。2,000万円の贈与を受けても期限内に所定の手続をとらなかったという人が実は絶対数ではかなりいるのではないか。その人たちに700万円余りもの贈与税を課税したとなればマスコミでも大きく取り上げられそうなものだ。課税庁もわかっていて、あるいは知らないふりをして課税していないのだろうか。あるいは、法律にないのに「宥恕規定」を適用して、届出書の遅出を認めて新制度適用事案としているのだろうか。

このような場合に何百万円もの課税をしたら確かに気の毒ではある。しかし、法律が課税を避ける道を残していない以上課税庁としては肅肅とこれを行うべきである。が、もしそうしたくないならば明確な法律的根拠を用意して対処すべきである。

税務署の裁量は法律の範囲内に限るべきである。

## 5.9 税務調査はどのように行われるだろうか？

いわゆる現金商売と言われる納税者には、現況調査と呼ばれる手法がしばしば用いられる。

例えば、平成19年3月決算期の申告書を提出した1年決算法人である美容院に平成19年10月に現況調査といわれる無予告の税務調査が行われたとする。(この現況調査に関しては法的な問題、更に人権の観点から様々な批判があることは確かであるが現状では違法ということにはなっていない。) その際、直前10日分の収入について、1日当り5,000円程度の売上除外と思われる不正があった。さて、どのような調査展開となるだろうか。

調査日現在もし売上が除外され、それによって利益が圧縮され税額が過少になるとしても、それは平成20年3月決算期における税額の過少である。従って、調査日現在の資料をもってしては、調査を行うべき平成19年3月決算期及び過去数年間の申告額の可否判定に直接的には使用できないはずである。これは法律的には当然の理屈である。

しかしながら、調査日現在の証拠は過去の申告の「状況証拠」となっていて、多くの納税者

は観念していくらかの修正申告に応じることがままある。(もちろんそれだけの理由で税額の計算をするのではなく、他の調査事項と合わせて検討するのだが。)

また中には「調査日の状況は次の決算の申告時に検討すべきことで、過去の申告における売上除外は全くない。」と頑張る納税者もいる。確かに直接的に過去の不正行為の証拠ではないので、他の証拠がなければ課税処分は難しいとも思われる。もっとも税務署側も「江戸の敵を長崎で」などと頑張るかも知れない。ある程度の妥協も必要な、とも思う。

さて、新制度の適用を受けた相続税申告者に対する税務調査においては、どのような展開になるだろう。

通常の相続税調査の観点に加えて、初めて新制度を適用した年以後の年において、特定の親子間の贈与をすべて取り込んで計算しているか否かを検討する必要がある。

例えば上記5.4でみた例の場合の相続税申告に対する税務調査において、以下のようなことがあったと仮定する。その提出した相続税申告書上には平成45年中に新制度適用に係る親からの贈与は受けていないと記載されていた。ところが同年10月10日にその親から100万円の贈与を受けていたことが調査により判明した、としよう。この100万円は明らかに課税漏れである。しかし、それだけで済まされるだろうか。「1年当たり100万円が漏れているなら約30年なので3,000万円の課税漏れですかね。」とか、いや「1ヶ月当り100万円ぐらい漏れているのではないですか。だとすると、1年で1,200万円、約30年として3億6,000万円ぐらいの課税漏れということになりますよ。」といった指摘が課税当局からなされるかも知れない。明らかに見つかった受贈額が10万円とか、1万円とかだった場合でもいくらかの推計による課税漏れの指摘があるかもしれない。

少なくとも、明らかな課税漏れが税務調査で発覚した場合、その分は追徴課税対象となるのは論を待たない。さらにその金額のみならず、他にも同様な課税漏れがあるのではないかという「推計課税」が行われる余地は当然にある。

「記載したもの以外一切ない。」と言っておきながら「実はある。」ことがわかれば、「他にもあるのではないか。」とみるのは普通である。ゴキブリも1匹見つければ、少なくとも30匹はいるはずである。所得税や法人税ではそのような実務がよく行われる。相続税においても当然ある程度はなされると思う。そうした時、納税者はどのように反論すべきだろうか？ 事業所得では理由はともあれ、売上を除外することは厳に慎むべきことである。しかし、親子間の贈与はそれ自体違法なことでも何でもなし。また、複式簿記の原理も働かない。

誰も自分は病気だと思いたくない。健康診断の結果に納得出来ずに病院を次々に回る人も多いという。いわく「自分はそんなに悪くない。」と。何軒か回った後、問題なしと言ってくれる医師に出会い安心する。悪いと診断した医師を「やぶ医者」呼ばわりするかも知れない。しかし、病院をぐるぐる回っても自分の体の状態はかわらない。悪いと診断した医師はきっと腕が一番良いのではないか、と思う。安心した患者は、しかし手遅れになり帰らぬ人となることもある。

税務の世界でも似たようなことが起こる。いわく「あの人は税務署で通った」、「だまってい

ればわからないのではないかと。」と。特に贈与税、相続税関係の相談では多い。いわゆる無料相談所と称する会場での全く初対面（おそらくその後も会うことはない）の人からの相談でしばしば経験する。冗談で言っているわけではないだけに、かえって心配になってくる。相続時精算課税制度創設後は特にこの手の相談が多い。相続時精算課税の問題点を説明し、「とても素人が対処できるものではないからやめておきなさい。」というアドバイスに対して様々な反論をしかけてくる。そこまでしたいのなら、聞くこともないのと思う。また、別の人とは他で私がするのと同じようなアドバイスを受けたとして「セカンドオピニオン」を求めてくる。「少しくらいの贈与があってもどうせ問題になりませんよ。」と言ってくれる税理士にたどりつくまで相談会場巡りをする。いくらある税理士が「大丈夫」だと言ったところで、そのような人はきっと大丈夫ではない。大丈夫ではないことに気づいた時には既に手遅れである。

少しくらい贈与の漏れがあったところで、それを何倍、何十倍にする推計課税は行われにくいとは思ふ。しかし、それを断言することは誰にも出来ないし、あってはならない。推計課税が頻繁に行われるのであれば、それは多くの納税者にかかなりのダメージを与える。が、かといって推計課税が全くなければ、私は自分が指導した新制度を選択しない人に対して結果的に相対的なマイナスを与えてしまうことになる。

## 5.10 実務家の立場から

税理士にとって相続税の案件は実はあまり身近ではない。というと奇異な印象をもつ人もいるかも知れない。相続税（贈与税）の案件を全く手がけられないか、ほとんど手がけないという税理士がかなりいる。一方、相続税専門という税理士もいくらかは存在する。所得税はやりません、法人税は苦手ですという税理士はあまりいない。（もっとも税理士も医師と同じく専門分野を決めるべきとの声もあるが、実際に明示されることはあまりない。）

なぜ相続税をやらない（できない？）税理士が多いのか？ なぜ一部の税理士は相続税の専門になるのか？ 理由は簡単である。第1に案件の絶対数が、所得税、法人税などに比して圧倒的に少ないからである。第2に相続税案件は比較の実入りが多いが、反面リスクが非常に高いからである。

なぜリスクが高いか。それは、法人税のように今年不都合が生ずれば翌期に調整出来る可能性があるといったことが一切なく、一発勝負であること、及びこれまた法人税の如く金が動く取引ではなく、自ら数字をあてはめそれによって税額を計算するため判断に迷うケースが多く、後から検証すると高すぎた低すぎたといったことがしばしば起こること、である。

相続時精算課税制度の適用がない場合の相続税の申告は、被相続人の死亡日の財産（名義に関わらず被相続人の財産と認められるものを含む）及び死亡前3年以内に相続人に贈与された財産を特定し、評価（値段をつける）することから始める。

預金や上場有価証券などの評価は簡単であるが、土地やら非上場有価証券などの評価は相当に複雑なものがある。その年分の評価するための基準を国税庁が発表し、現地や現物を確認し、

過去の取扱いを検討し、その他苦労を重ねてそれでやっと評価が出来るのである。

また、被相続人の子供の名義になっている預金などでも明らかに被相続人の財産と考えられるものを申告に含めるか否かについて（相続税調査の最重点項目の一つである）、申告者である相続人と意見の対立をきたすこともあり、また相続人間の争いに巻き込まれることもある。そのような場合でも途中でその案件を降りない限り、何とかして完成しなければならない。大変な作業である。もちろん一般の人が出来ない大変な作業をするのが専門家であり、だからこそそれに見合う収入があるわけであるが、それにしても相続税の案件は大変な仕事である。

そのうえで、新制度を適用した納税者に対しては、被相続人の死亡日（及び過去3年の贈与分）の財産に加えて、この制度適用時から死亡日までのすべての贈与財産について特定し評価をしなければならない。

制度上は毎年贈与財産を特定し評価し贈与税の申告書を提出することになっているので、その数字をそのまま持ってくれば良いという意見もある。

しかし、法律上は「過去の贈与財産の贈与時の価額」を算入するのであって、「過去の贈与税申告書に記載された金額」を算入するのではない。

すなわち、30年前に土地を贈与しているならば、その時の贈与税の申告書に記載された金額に関わらず（もちろん参考にはなるが）、当時の評価方法の資料をひっぱり出して評価をしなければならない。まして、その当時の贈与税の申告に専門家が関わっていないならば、完全に一から検討をする必要も生じてしまう。

法律上は新制度による贈与税は、それ自体誤りがあれば修正を要するとなっており、すなわち税務調査等が行われることにはなっているが、少くく違ったところで税額が発生しないようなところの税務調査はあまり行われないと考えられる。もっとも税務調査が済んでいるとしても、その数字をそのまま持ってこられないことには変わらない。

このように新制度適用のある相続税申告書の作成は、考えるだけでもぞっとする。中には、あまり気にせずに案件を受ける税理士もいるようだけれど、彼ら・彼女らはこのようなことを考えたうえで引き受けているのだろうか、少々疑問が残る。

備えあれば憂いなし、という。しかし、この制度は実務家にとって備えれば備えるほど（研究すればするほど）憂いもまた増える制度である。

## 6. 制度改正に関する私の試案

これまで述べてきたように相続時精算課税制度は、理念のうえでは良いものかも知れないが、実務に移す時にはいろいろな問題が生ずる。その点につき制度を一部改正すれば解決するようなものもありそうなので、私なりの改正試案を述べたいと思う。

## 6.1 特定の贈与のみを相続時に精算すべきものとし、その他の贈与は暦年課税を適用できるものとするべき

この制度の最大のネックは、一度選択をしたらその年以降の年における贈与税、相続税の課税について、1円の免税点もなくその親からのすべての受贈に対し贈与税の申告書を提出し、何年又は何十年後の相続税申告の際に反映させるという部分である。

租税の基本原則である公平、中立、簡素のうち、公平を重視したものと思われる。すなわち、最大2,500万円もの免税枠が与えられるのだからそれに少しは見合うデメリットも享受してよ、というものであろう。

しかし、そのデメリットはあまりにも大きく現実離れしている。もともと手を挙げた者が少しくらい有利になっても良い。割り切って、特定の受贈財産のみ相続時に相続税申告書へ加算すべきとし、その他の受贈財産は暦年課税の対象とする、とすべきである。

このようにすれば、上記5節で指摘した問題点の多くが解決する。少額の贈与があっても暦年課税の免税点の中に吸収されてしまえば課税上の問題はなく、もし免税枠を超えて課税になるべきなのに申告が漏れていたとしても、その時効（除斥期間）は申告期限から7年（行為から7年～8年程度）である。

このような制度改正のメリットは特別な贈与のみ特別な手続をとり、その他の贈与は従来の暦年課税制度のままという多くの人の理解（誤解ではあるが）と一致する。

## 6.2 相続税の申告書に記載すべき金額は、新制度にかかる贈与税の申告書に記載された金額とすること

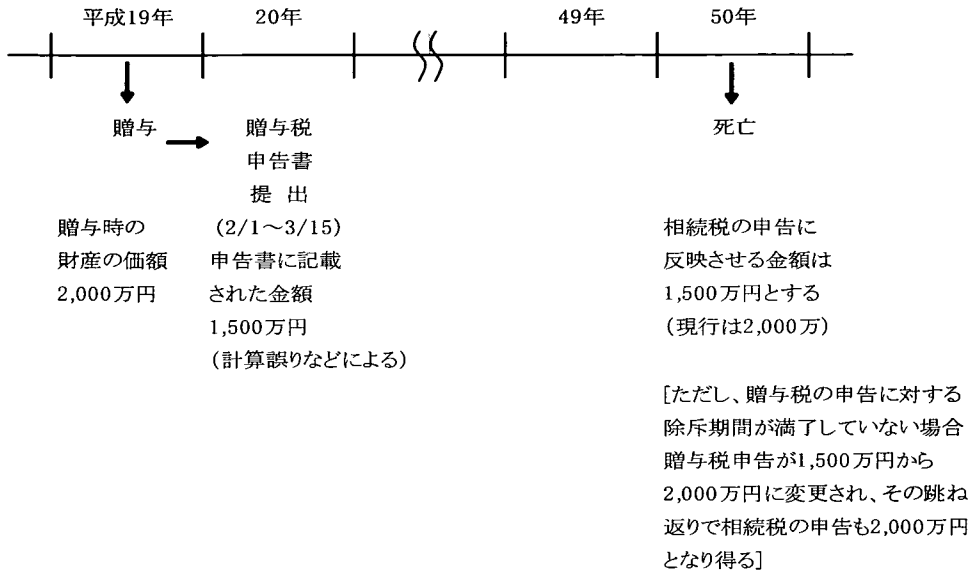
新制度により贈与された財産の相続税申告時に算入すべき金額は、贈与時の価額（時価）である。そのため、相続税の申告に当たっては贈与時の価額にさかのぼって調査する必要がある。それが相続より前数十年ということになれば、大変なことである点については5節で指摘した。

一方、新制度は特定の贈与に対しては、贈与税の申告書を提出することになっている。当然そこには贈与財産の贈与時の価額が記載される。相続税の申告に当たっては、この贈与税の申告書に記載された金額とするという割り切りをすべきである。

すなわち、万一贈与時の価額が贈与税の申告書に適正に反映されていなくても、相続税の申告においては訂正出来ないとするべきである。それによって、相続税の申告時には贈与財産の価額の検討を要することなく、贈与税の申告書を確認するのみで責任を果たすことが出来る。

もっとも、相続税申告時に贈与税の申告に対する時効（除斥期間）が満了していない場合には、やはり贈与時の贈与財産の価額の検討は必要になるが、何十年も前のものを調べるといったことはなくなる。





### 6.3 宥恕規定を設ける

新制度の適用は他の人より特に有利になるものとして、所定の手続の際の宥恕規定はほとんどないことは5節にて述べた。しかし、一般の人が制度の全体像を知らずに贈与のみをし、適用手続を期限内に行わない場合の負担が重過ぎる。それを阻止するための広報活動は当然必要だが、結果として期限徒過してしまった納税者を救う道は必要である。

宥恕規定を設けたところで、申告書を出さない者でも自動的にすべて救うわけではなく、文言通り税務署長が個別に審査し、真にやむを得ない場合のみ救えば良いのであまり大きな問題とはならないと考える。

いや、それを立法措置で行わずに、もし内部的な通達などで行うことがあるようであれば、租税法律主義の観点から大いに問題がある。租税法律主義とは、一般には租税を課すのには法的な裏付けが必要とのことである。が、同時に私は逆に法的に課税すべきとなっている時は、必ず課税しなければならないものだということのも租税法律主義の一面であると考え。

繰り返しになるが、課税庁の恣意は法律に認められる範囲に限定すべきである。

## 7. まとめ

1節で述べたように相続時精算課税制度は、平成15年の税制改革において創設された。若年層への資産の移転を促進し、経済の活性化をはかることを目的としたものとされている。それに対する税制だが、その問題点と若干の改正試案については既に述べた。

私はここで、本論文を締めるに当たって高齢者の保有する財産のありようについて若干の意見を述べたいと思う。

私も様々な場面でいかに租税負担（贈与税、相続税）を少なくして、子や孫に財産を移転出来るかという相談を多く受ける。中には本当に何らかの対策を立てなければ、相続税への負担が重過ぎて、後の人たちの生活が立ち行かなくなるというものもあるが、ほとんどの場合は現状のまま財産の移転をしない方が良いと思われるケースである。

「税務」という観点に絞れば、こうした方がトータルの税が少なくなりそうだということもあるが、何も急いで財産を手放さなくても良いのと思うことが圧倒的に多いのである。

残念なことではあるが、現世ではどんなに人柄が良くてもどんなに素晴らしい過去の栄光があっても、いくらかの財産がなければ生きていけない。もし、財産がなければ法律上面倒をみるべき親族に頼るしかないし、それが出来なければ租税によって国民から養われることになる。

高齢になって意識がなくなっても、例えば生きていれば多額の年金が入ってくるならば、周りも大切してくれるし、それなりの施設に入ることもできる。財産を持っていれば、子供や孫も寄ってくる。

私は相談者に聞き返す。「あなたの財産がなくなっても子供や孫たちは寄って来る自信はありますか」と。「もし、その自信がないのなら子供に何千万円もあげるのはやめなさい。たとえ、贈与税の負担がないとしても」。どうせ死んだらあの世には持っていけない。相続人の財産となるのである。

少し前に高齢者宅に強盗に入り、手にした大金を一晩の豪遊で使い果たした末に逮捕された少年グループが、警察の取り調べで述べたとされる言葉が報道された。「老人が金を使わず、ため込んでいるから経済が良くならない。俺達は経済を良くするためにやったんだ。」もちろん彼らの行動は論外であり全く弁護の余地はないが、何となく世の中の風潮を象徴したいやな事件ではあった。

若者は親の財産をあてにすることなく、自らの能力を高め自らの力で財産を手に入れるべきである。そういう意味からもこの相続時精算課税制度は、もう一度原点に戻って見直すべき制度であると考えている。

#### 参考文献

星野次彦編『図説 日本の税制 平成19年度版』、財経詳報社、2007年。

近藤光夫編『図解 相続税・贈与税 平成19年版』、(財)大蔵財務協会、2007年。

岩下資産税研究会編『相続時精算課税の実務 三訂版』、税務経理協会、2003年。